いずみさの昔と今 第230回

「蟻通神社③」

前回のいずみさの昔と今「蟻通神社②」にも書きましたが、もともと蟻通神社は、現在地よりも北東の紀州街道（熊野街道）沿いにあり、その社域は3，100坪、接続保安林8，325坪と広大な社域をもつ神社でした。しかし、第二次世界大戦中、佐野飛行場が建設されるにあたり、現在地に移転したのです。

第二次世界大戦では、航空戦の比重が大きくなっていきました。そのため、軍の方針としては、教育を行う施設を増やし、搭乗員候補者の採用人員数を増加し、また教育期間を圧縮して要員確保をはかろうとする方針でした。陸軍では、それまで搭乗員候補の養成を行っていた三重県の明野にあった明野陸軍飛行学校の分校や、分教所を各地につくっていきました。そのひとつが、明野陸軍飛行学校佐野分教所です。佐野分教所には、訓練用の飛行場も併設されており、その飛行場こそが佐野飛行場なのです。（ただ、終戦に近づくにつれて佐野飛行場の機能は推移していきました。）

陸軍は、昭和17（1942）年に入ると、長滝村役場、佐野町役場、日根野村役場、南中通村役場を通じて、土地収用の実務を始めました。蟻通神社は、飛行場用地の真ん中に位置していたことにより、移転話が持ち上がりました。この移転に関して、当時の蟻通神社の宮司であった木戸松太夫は、昭和17年10月に出版した「郷社蟻通神社史資料」のはしがきに、「この度大東亜戦の開かるるや真先に当社も皇国の為に御奉公としてその宮居を移し奉る事とはなりぬ」と記し、現在地に移転する理由を「皇国の為に御奉公として」としています。

蟻通神社の移転は、昭和17年から始まり、昭和18（1943）年9月半ばあたりで終了しました。昭和18年10月4日には、本殿の遷座祭が行われています。移転後の境内には、「蟻通神社移転記念碑」が建てられ、なぜ移転に至ったのかが記念碑に刻まれています。

先述した「郷社蟻通神社史資料」は、蟻通神社の歴史や当時所蔵している資料について調査した成果を記したもので、移築の際に建物の設計管理を行った池田谷建築事務所の所長で、当時大阪府史跡調査員を務めていた池田谷久吉が記したものです。現在でも「郷社蟻通神社史資料」に記された岸和田藩主岡部家寄贈の燈籠、長柄銚子などの資料が蟻通神社に保管されています。

▲移転作業中の蟻通神社

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140
Fax469-7141
休館日　月曜日
（祝日の場合は翌日）
開館時間
午前9時～午後5時
（入館は午後4時30分まで）
入館料　無料

消費生活センターだより

いつの間にか定期購入になっていた…通信販売トラブル

【事例1】注文していない健康食品が、振込用紙同封のメール便で届いた。以前、この業者の新聞チラシを見て、一度購入した覚えはある。（70代男性）

【事例2】スマホでSNS（ネットでいろいろな人とやり取りができる会員サービス）のサイト広告を見て、1ヵ月分2千円の「化粧品お試しセット」をクレジット決済で購入。後日届いた明細には、請求額が約3万円で、定期購入になっている。業者に連絡がつかない（20代女性）

【解説】

（事例1）相談者が3ヵ月前に電話で注文した際、「次回から定期コースにすればお得で便利。不要になれば同封のハガキを投函するだけで、いつでもやめられる」と説明され、承諾していました。しかしこの契約を忘れ、ハガキも処分済でした。高齢になると判断力や記憶力が低下しがちです。突然電話で勧められても、不要なら毅然と断りましょう。他にも、定期コースの場合に限り半額になる、広告には記載はないが注文ハガキには定期購入となっているなどのケースがあります。

いずれも重要な販売条件である定期購入システムの案内が、非常に小さく記載されているため全く気づかず、継続して送付されて初めてわかります。

（事例2）SNSに登録してある個人情報に基づき、特定の人に向けたマーケティング広告です。短期間だけ掲載され、トラブル発生後には広告が消滅していることもあります。リンク先サイトの利用規約も確認し、画面の保存や印刷をしておきましょう。

【被害に遭わないために】

- 申し込んでいないのに継続して届いたら、受け取りを拒否する。もし受け取ってしまっても、開封せず業者に連絡する。
- 契約内容や返品ルール（業者により異なる）をよく読み、広告などを保管しておく。なお、通販にはクーリング・オフ制度（無条件解除）は適用されません。
- 代金の前払いは避ける。

困ったときは消費生活センターに相談してください。

「消費者啓発講座」開催
詳しくは、23ページをご覧ください。